

(3) 輸入検疫について

ア 輸入植物等の検査（隔離検疫）について（植物防疫法第8条関係）

輸入植物検疫は、原則として輸入時に輸入された港や空港、郵便局において目視で検査をし、必要に応じて植物防疫所の検定室に持ち込んで綿密な検査を行います。

しかしながら、栽培用の種子、苗、穂木、球根などの種苗は、輸入時の検査だけでは発見が困難なウイルス病などに汚染されている可能性があり、かつ、これら種苗類は国内のほ場に直接植え付けられ長期間栽培されるため病害虫侵入の危険性が非常に高まります。

このため、特にリスクの高い種苗類（隔離検疫対象植物）については日本への輸入に際して、他の植物類が栽培されているほ場とは隔離されたほ場に一定期間植え付け、栽培期間中に検査を行う隔離検疫が行われます。

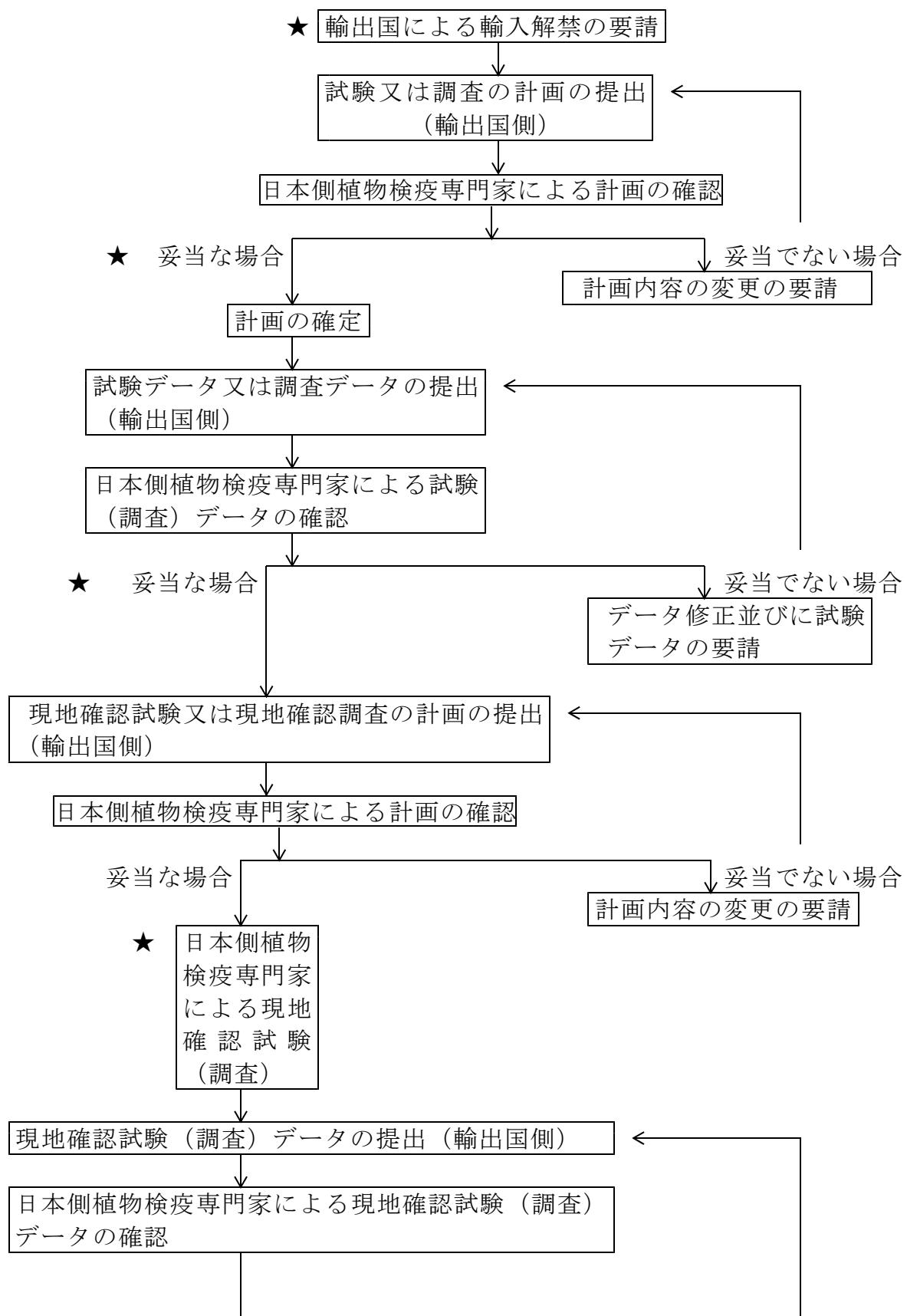
隔離検疫の対象となる植物は具体的に決められています。詳細は輸出入条件詳細情報で検索することができますのでご利用ください。

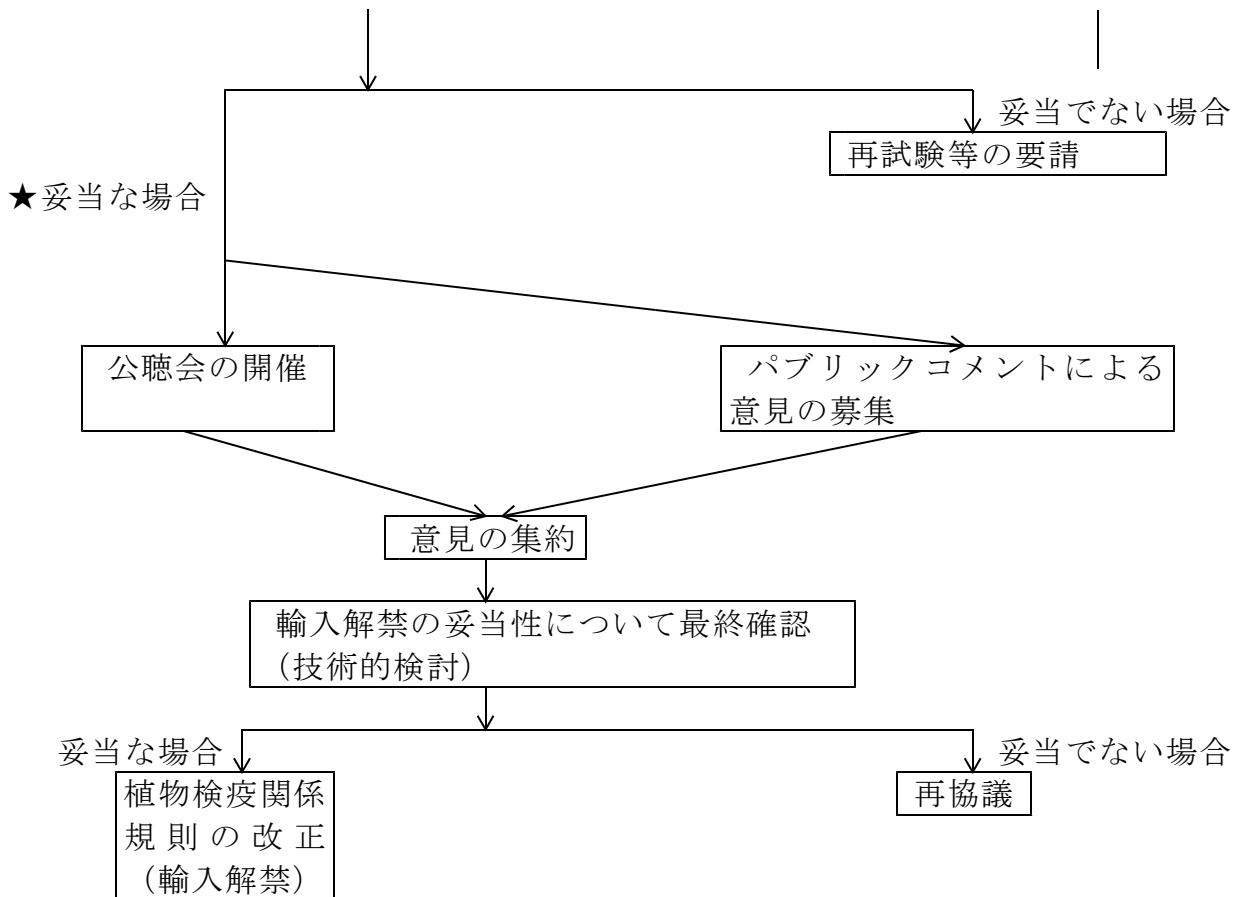
隔離検疫の実施手続き等の詳細につきましては、お近くの植物防疫所へお問い合わせください。

○ 隔離検疫が必要な植物（組織培養体も含む）（抜粋）

- 一 ゆり、チューリップ、ヒヤシンス等の球根
- 二 ばれいしよの塊茎及びさつまいもの塊根
- 三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹苗木
- 四 さとうきびの生茎葉及び地下部
- 五 パインアップル苗

イ 輸入解禁要請に関する検証の標準的手続きのフローチャート





★ : 進捗状況を公表する時期
 (「通商弘報」に公表)

ウ 輸入解禁要請等の進捗状況 (令和 7 年 4 月 30 日現在)

要請の対象	解禁要請年月	協議対象 検疫有害 動植物の特定	関係者への 意見聴取	要請国におけるリスク管理措置の実施体制の評価	パブリックコメントの募集終了
インド産ばれいしょ 生塊茎	2018年 2月				
オランダ産ばれいしょ 生塊茎	1995年 5月				
カナダ産 加工用ばれいしょ 生塊茎	2017年 11月				
ペルー産ばれいしょ 生塊茎	2018年 5月				
ニュージーランド 産ばれいしょ生塊 茎	2006年 7月				
アメリカ合衆国産 ばれいしょ生塊茎	2020年 3月				

エ 輸入解禁条件の変更要請に関する検証の現状 (令和 7 年 4 月 30 日現在)

変更要請の対象		変更要請年月	変更要請の概要	検討状況
アメリカ 合衆国	ポテトチップ加工用ば れいしょ生 塊茎	2017年10月	輸入後の全ての 国内規制の撤廃	リスク管理措置について協議中
		2018年9月	全ての加工用途 の許可	リスク管理措置について協議中